

第 2 期 高森町国土強靱化地域計画

令和 7 年 4 月

高 森 町

目 次

はじめに.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画期間.....	2
第1章 基本的な考え方.....	3
1 基本目標.....	3
2 事前に備えるべき目標.....	3
3 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	3
第2章 高森町の地域特性.....	5
1 自然的条件.....	5
2 社会環境.....	7
3 高森町における災害リスク.....	9
第3章 脆弱性評価.....	11
1 評価の枠組み及び手順.....	11
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	11
3 評価の結果.....	13
第4章 国土強靱化の推進方針.....	14
1 あらゆる自然災害において人命の保護が最大限図られること.....	14
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する.....	20
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること.....	27
4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる.....	29
5 流通・経済活動を停滞させないこと.....	31
6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る.....	35
第5章 計画の推進.....	38
1 他の計画等の必要な見直し.....	38
2 不断の見直し.....	38
3 進捗管理と推進.....	38

資料編（別冊）

資料1 脆弱性評価結果

資料2 国土強靱化推進方針に基づく取組等一覧

はじめに

1 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が施行されました。これに基づき、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進し、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」、「同 5 か年加速対策」により、取り組みの更なる加速化・深化を図っています。

また、長野県では、こうした国の方針等を踏まえて、令和 5 年 3 月に「第 3 期長野県強靱化計画」（以下「県計画」という。）を策定し県土の強靱化を推進しています。

本町においても、再び大災害が発生してもおかしくないとの認識の下、国や県の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な町づくりを着実に推進するため、「第 2 期 高森町国土強靱化地域計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、高森町第 7 次振興総合計画との調和を図るとともに、分野ごとの個別計画に係る国土強靱化の指針となるものです。

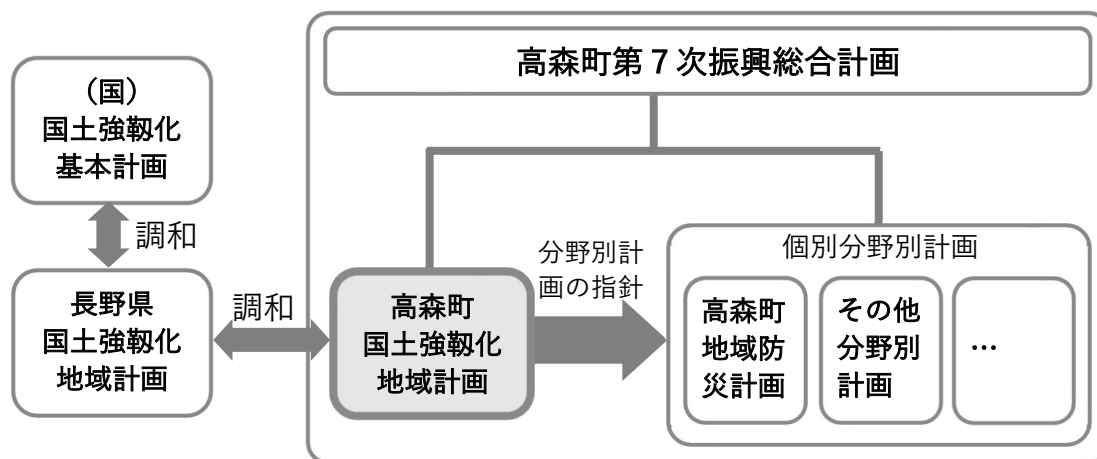


図 基本計画や県計画、高森町第 7 次振興総合計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

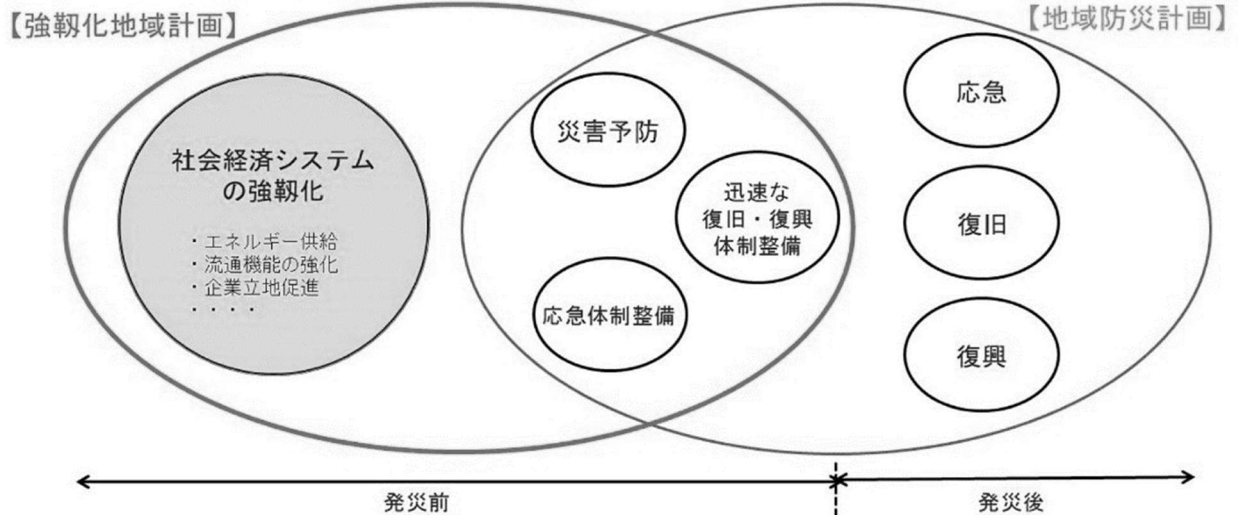


図 地域防災計画との関係

出典：「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）基本編」

3 計画期間

計画の内容は、今後の社会経済情勢等の変化や国土強靱化施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととし、本計画においては令和7年度から令和11年度までとします。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

本計画では、「高森町まちづくり基本条例」に定めるまちづくりの基本理念である「町民のしあわせの実現」の具現化を念頭におき、国土強靱化を推進するうえでの基本目標を、次の4つとします。

- 町民の生命を守ること
- 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 事前に備えるべき目標

本町における国土強靱化を推進するうえで事前に備えるべき目標として、次の6つを設定します。

- 1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる
- 2 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する
- 4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 5 流通・経済活動を停滞させない
- 6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進します。

【強靱化に向けた取組姿勢】

- 本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること
- 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること
- 災害に強い町づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、地域との連携を強化する視点を持つこと
- 大規模災害に備え、県や近隣市町村との連携だけでなく、国や県外の地方自治体及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること

【効率的かつ効果的な施策の推進】

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮するとともに、重点化を図ること
- 国や県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること

【地域の特性に応じた施策の推進】

- 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること
- 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じること
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

第2章 高森町の地域特性

1 自然的条件

(1) 位置・地勢

高森町は長野県の南西部に位置し、面積 45.26km² を有しています。高森町域は木曽山地の東側斜面にあたります。町の東端を天竜川が流れており、高森町側は竜西と呼ばれます。

高森町の平野部は複合扇状地となっています。土石流によってつくられた扇状地が、主に活断層の活動によって分化し、大きく「上段」と「下段」に分かれています。その間を田沢川、大島川等が東へ流下し天竜川へ達します。

その上流部の木曽山地は、断層に支配された山地で、断層破碎帯が発達し、深部まで風化したもろい花崗岩から成っているため、崩壊が発生しやすく、土砂の供給源となっています。山麓部には不安定土砂等が分布しており、扇状地は傾斜が大きいいため、土石流災害が発生しやすい状況です。新期扇状地は、地下水位が高く砂がちであるため、地震時の液状化現象も起こりやすい。また、南海トラフ地震の想定震源域から 100km 圏内に位置しているため、地震の被害を受けやすい地域であるといえます。

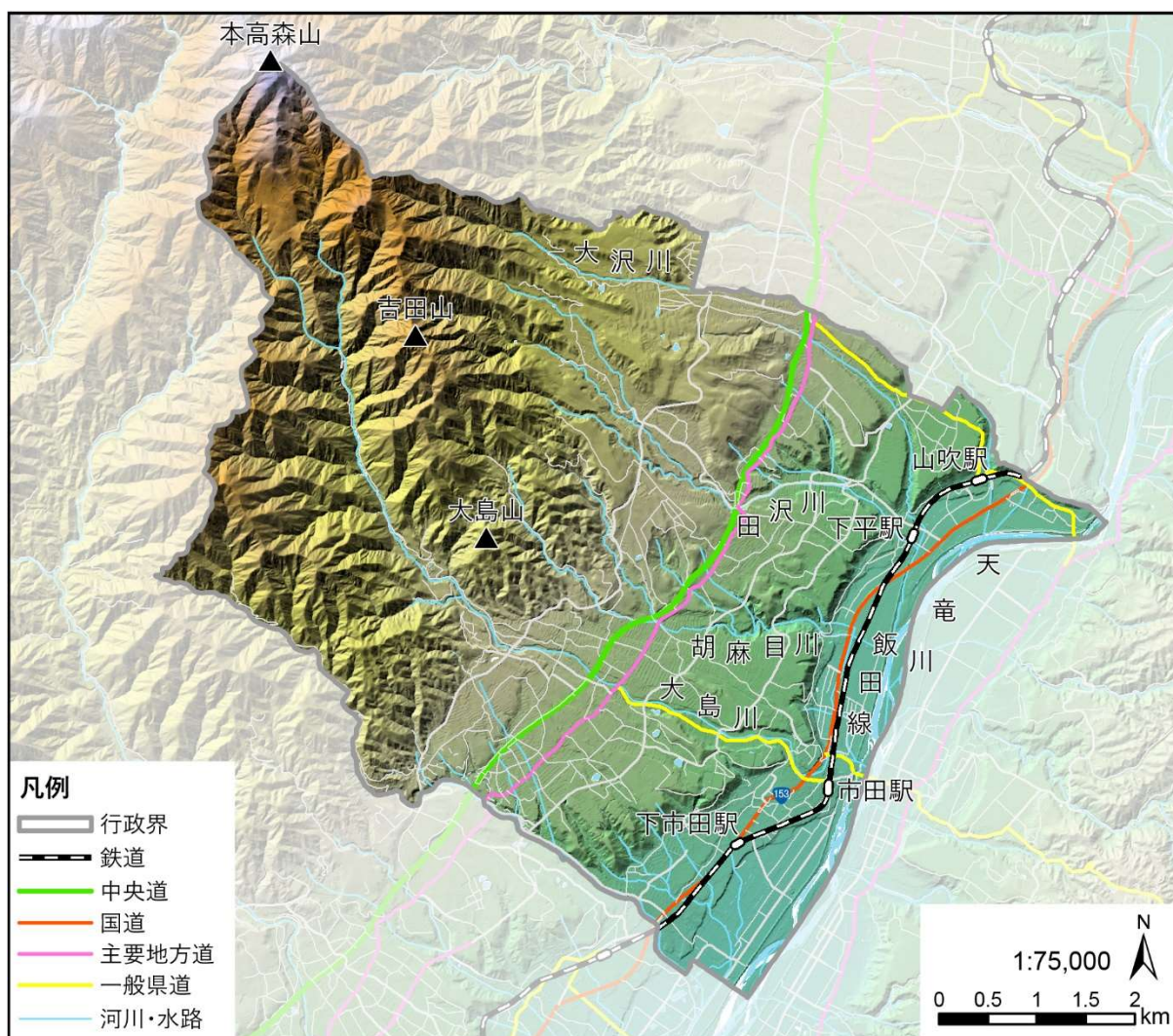


図 高森町の地形

出典：国土数値情報

天竜川の低地部は、洪水氾濫や液状化現象等の災害が生じやすい状況です。特に高森町では出砂原付近や下流部の飯田市で川幅が狭くなっているため、水がせき止められ、過去にしばしば洪水氾濫が起こっています。近年、住宅地、工場等が立地しています。

(2) 地質

伊那谷は、中央構造線の大陸側に位置し、日本列島の地質構造区分では西南日本内帯に属しています。その基盤は白亜紀の花崗岩あるいは変成岩からなり、中新世の富草層群及び鮮新世から更新世の伊那層群や塩嶺累層が谷に沿って分布し、さらにこれを覆って扇状地性の高位～低位段丘堆積物が分布しています。

高森町の地質は、中生代白亜紀の領家花崗岩を基盤とし、鮮新世～前期更新世の伊那層群、中期更新世の段丘堆積物、後期更新世～完新世のテフラ及び完新世の現河床堆積物（氾濫原堆積物）などから構成されています。

伊那谷は本州でも有数の活断層集中帯にあたり、伊那谷断層帯といわれています。断層系は木曽山脈と盆地部との境界線に集中する西縁断層群と天竜川の流れる中央低地帯の西縁に集中する中央断層群があります。高森町では、前者には追分断層、牛牧神社断層、湯ヶ洞断層、堂所断層などがあり、後者には見晴山断層等がある。下段、上段を分かつ段丘の実体は見晴山断層の低断層崖です。

これらの活断層は地震の発生源であることに加え、断層破砕帯の発達により土砂の供給源となるなど、災害発生の原因となっています。

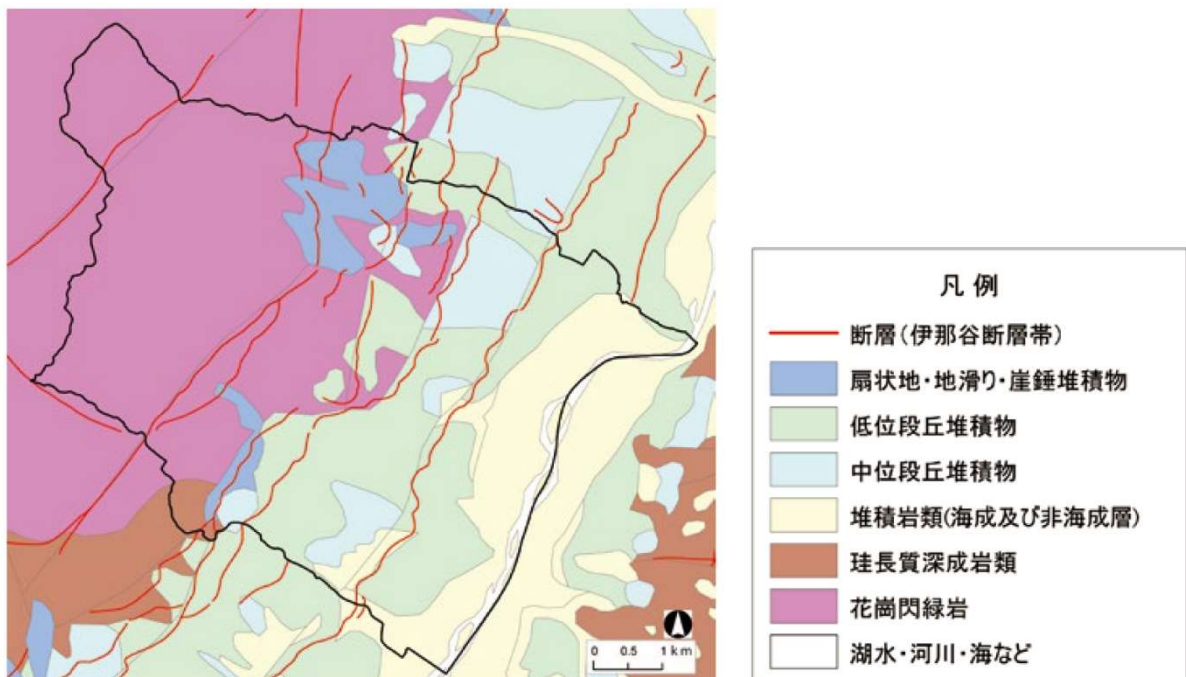


図 高森町の地質図

出典：「高森町の動植物」

(3) 気候

海から離れた高森町は、降水量が比較的少なく、気温の年較差・日較差が大きい内陸性気候を有しています。高森町役場から南西へ約 6km に位置する飯田市の飯田特別地域気象観測所による観測データによると、平年値（1995～2024 年の 30 年間の平均値）は年間降水量が 1718.4mm、年平均気温は 13.2℃です。全般的に標高が高く、冷涼な気候を有する長野県にあって、南部に位置する高森町は比較的温暖な気候です。

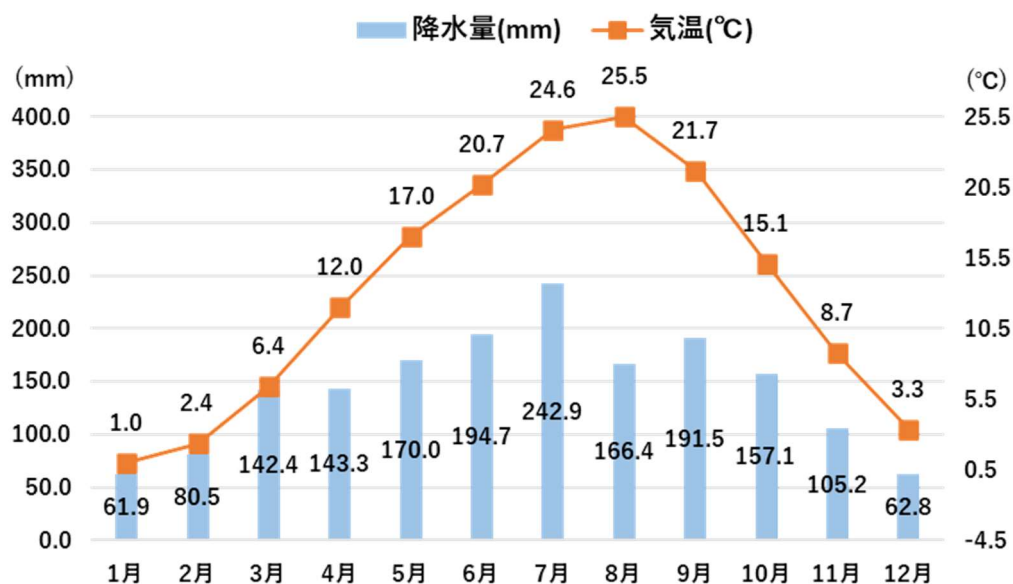


図 飯田特別地域気象観測所における月降水量と月平均気温の平年値

出典：気象庁ウェブサイト、平年値は 1995～2024 年の平均値

年平均気温の平年値の比較

区分	地点名	平年値 (℃)	地点名	平年値
南信	飯 田	13.2	伊 那	11.9
中信	松 本	12.7	諏 訪	11.6
北信	長 野	12.4	飯 山	11.5

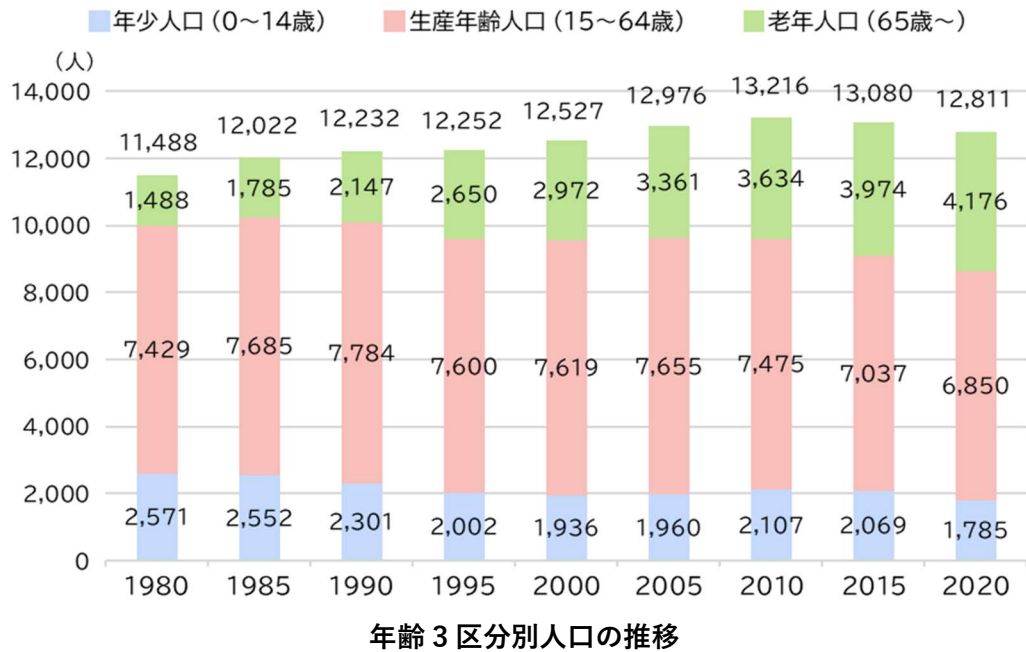
出典：気象庁ウェブサイト、平年値は 1995～2024 年の平均値

2 社会環境

(1) 人口

本町の人口は、令和 7 年（2025 年）1 月 1 日現在 12,450 人です（長野県毎月人口異動調査による）。

国勢調査によると、本町の人口は平成 25 年（2010 年）がピークとなっており、10 年後の令和 2 年（2020 年）には 405 人減少。また、令和 2 年（2020 年）の年齢 3 区分別人口は、65 歳以上（老年人口）が 4,176 人（32.6%）、15～64 歳（生産年齢人口）が 6,850 人（53.46%）、15 歳未満（年少人口）が 1,785 人（13.9%）で、年を追うごとに年少人口の割合が減少し老年人口が増加しており、今後はこの少子・高齢化が進むものとみられています。

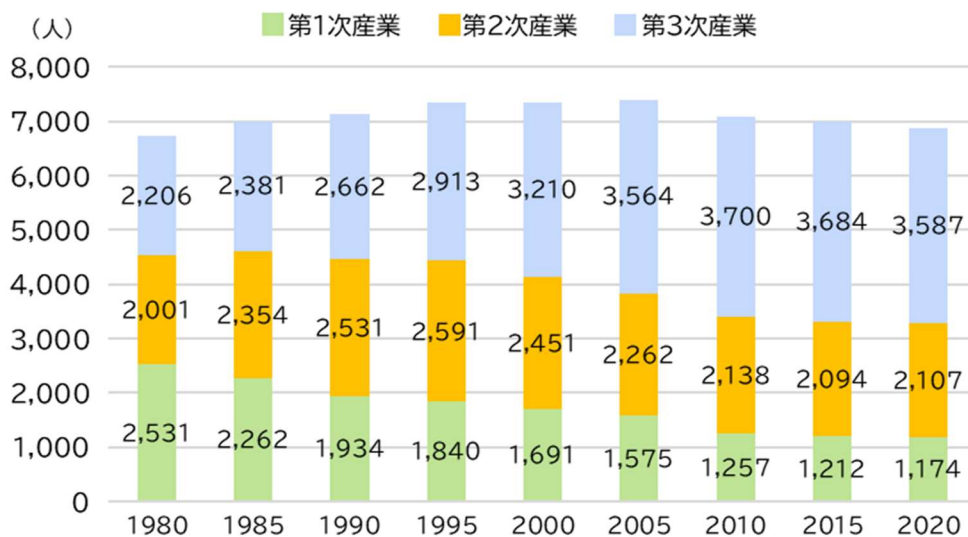


出典：「日本一のしあわせタウン総合戦略」（数字は国勢調査）

（２）産業

本町の就業人口は、令和２年（2020年）の国勢調査によると6,982人であり、35年前（昭和60年）とほぼ同程度の水準となっています。

産業別の割合は、第1次産業が16.8%、製造業を中心とする第2次産業が30.2%、観光などのサービス業を中心とする第3次産業が51.4%で、10年前と比べてもほとんど大きな変化はなく安定しています。



産業別就業人口の推移

資料：国勢調査 ※総数には分類不能数を含む。

3 高森町における災害リスク

(1) 地震災害

本町を含む飯伊地方が属する中部地方には、多くの活断層が分布しています。これらの活断層は内陸型地震を引き起こす基となり、過去には濃尾地震（1891 年）などが発生して甚大な被害をもたらしています。

また本州南岸の東海地方沖では、過去に大規模な海溝型地震が発生しています。飯伊地方はその震源域から 100km 圏内にあり、たびたび被害を受けてきました。

県の想定によると、本町では内陸型地震で最大震度 7、海溝型地震で最大震度 6 弱の揺れに見舞われるとされており、地震による被害を最小化するための対策が必要です。

下表に過去発生した特に被害の大きかった地震災害の概要、本町で震度 5 弱以上の揺れが予想される主な地震、及び発生した場合に最も揺れが大きくなると予想される伊那谷断層帯の地震の被害想定を示します。

特に被害の大きかった地震災害の概要

年月日	被害内容
天正 13 年 (1586 年) 1 月 18 日	1891 年に発生した濃尾地震と並び、国内史上最大級の内陸型地震とされる。推定規模はマグニチュード 7.8～8.0 と言われ、阿寺断層系や御母衣断層系など複数の断層系が震源とされる。飯伊地方では震度 5～6 程度であったと推定され、多数の土砂災害が発生したとみられている。
享保 3 年 (1718 年) 8 月 22 日	遠山地方を震源とする推定規模マグニチュード 7.0 の地震。中央構造線の活動によるものとされ、同時に遠山川断層も動いたとみられる。飯田市南信濃和田の盛山が大きく崩壊して遠山川を堰き止め、のちに決壊して下流に洪水をもたらした。また天龍村坂部では飛び石に打たれて 50 人余りが死亡した。
明治 24 年 (1891 年) 10 月 28 日	濃尾地震と言われる。岐阜県の根尾谷断層を震源とするマグニチュード 8.0 の内陸型地震であり、記録が残る国内の内陸型地震としては最大。濃尾平野を中心に大きな被害をもたらし、死者は 7,232 人に上った。飯伊地方では震度 4～5 であり、大きな被害には至らなかったものの、地面の亀裂などが発生した。

出典：高森町防災アセスメント調査報告書（平成 9 年 3 月）

本町で震度 5 弱以上が予想される主な地震

区分	名 称	予想震度
内陸型地震	伊那谷断層帯（主部）の地震	最大震度 7
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	最大震度 6 弱
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体／南部）	最大震度 5 強
	阿寺断層帯（主部南部）の地震	最大震度 5 強
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震	最大震度 5 弱
海溝型地震	想定東海地震	最大震度 6 弱
	南海トラフ巨大地震（基本ケース／陸側ケース）	最大震度 6 弱

出典：第 3 次長野県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）

伊那谷断層帯（主部）の地震想定被害

被害の種類	高森町	被害全体
最大震度	7	7（飯田市・駒ヶ根市など）
揺れによる建物被害	全壊 280 棟	全壊 14,770 棟
液状化による建物被害	わずか	140 棟
土砂災害による被害	全壊 20 棟	全壊 900 棟
建物倒壊死者数（冬深夜）	10 人	1,130 人
土砂災害死者数（冬深夜）	わずか	80 人
建物倒壊による重傷者数（冬深夜）	110 人	5,760 人
自力脱出困難者数（冬深夜）	50 人	2,630 人

出典：第 3 次長野県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）

（2）風水害

本町は内陸性の気候を有しているため、降水量は比較的少ないですが、6～8 月の梅雨期と 9～10 月の台風期に大雨が発生する傾向があります。急峻な地形と脆弱な地質のため、短時間に多量の雨が降ると、河川の氾濫や土石流などの土砂災害が発生するおそれがあります。

下表に本町で特に被害の大きかった過去の風水害の概要を示します。

特に被害の大きかった風水害の概要

年月日	被害内容
昭和 36 年 （1961 年）6 月	梅雨前線を日本の南で発達した台風が刺激し、6 月 23 日夜から 30 日にかけて豪雨となった。飯田測候所（当時）での雨量は、期間を通じて 565mm、6/27 は日降水量が 325.3mm を記録し、過去最多を記録した。死者 9 名、行方不明者 2 名、流出家屋及び全壊家屋 65 戸、半壊家屋及び浸水家屋 500 戸、耕地流出 122ha の被害をもたらした。

出典：高森町防災アセスメント調査報告書（平成 9 年 3 月）

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 評価対象とする災害

脆弱性評価の対象は、高森町の地域特性及び過去に発生した災害等を踏まえ、甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害である、大地震、風水害としました。

(2) 評価の手順

脆弱性評価は以下の手順で行いました。

- ① 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- ② 現行施策を抽出し、現行施策で対応できているかを検証

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

高森町において想定されるリスクシナリオとして、下記の28の事態を対象としました。

対象とする「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害において人命の保護が最大限図られること	1-1	地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、密集市街地の火災による死傷者の発生
	1-2	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-3	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-4	ため池、ダム等の損壊・機能不全による死傷者の発生
	1-5	避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-4	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（次のページにつづく）

対象とする「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)(つづき)

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	町役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断や、通信インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる	4-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
	5-4	有害物質の大規模拡散・流出
	5-5	農地・森林等の荒廃による生産能力、多面的機能の低下
6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻ること	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	倒壊、浸水した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	6-3	復旧・復興を支える組織、人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4	観光や地域農産物に対する風評被害により復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産、地域に伝わる有形・無形の文化財の喪失・衰退

3 評価の結果

(1) 評価のポイント

2 で設定したリスクシナリオについて、第 7 次高森町振興総合計画の施策分野（教育、まちづくり、健康・福祉、産業、環境、防災・施設、行政運営の 7 分野）ごとに、現在行われている取り組み等を各項目に当てはめました。第 7 次振興総合計画上ではカバーされていない項目がみられたことから、必要に応じて個別計画も参照しました。

これらの情報から、リスクシナリオごとに想定される状況を脆弱性評価結果として整理しました。併せて、脆弱性への対策となる取組方針も検討しました。

脆弱性評価結果の概要を以下に示します。

(ア) ハード整備とソフト施策の適切な組合せ

時間的・予算的な制約から、総合的な防災体制を整えるためには、公共施設・道路等の整備といったハード整備と防災訓練・防災教育といったソフト施策を適切に組み合わせて取り組んでいく必要があります。

(イ) 代替性・多重性の確保

行政や情報通信、交通インフラ等の機能は、どのような災害が発生しても維持する必要がある。個々の施設等の耐災性を高めるとともに、バックアップの確保など代替性や多重性を確保する必要があります。

(ウ) 自助・共助・公助の適切な組合せ

広域にわたる大規模な災害の発生時には、警察・消防・自衛隊等の実働機関や県・町だけでは対応が行き届かない部分が生じるおそれがあるため、まずは自分の命は自分で守るという自助、そして近所で助け合うという共助が必要です。

(エ) 平時からの関係機関との連携の確保

国土強靱化のための取り組みは多岐にわたり、有事には迅速な対応が求められることから、平時から国・県・広域連合等の関係機関との十分な連携や情報共有を行うとともに、民間事業者や自治会、NPO 等とも連携を強化する必要があります。

(オ) 長期的な視野に立ったまちづくり

浸水想定区域等の災害リスクの見直しによって、これまでは安全と思われていた場所の危険度が高まる場合があります。災害リスクの高い地域の土地利用制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を誘導するなど、地域の強靱化に向けた長期的な視点でのまちづくりが必要です。

(2) リスクシナリオ別の評価結果

評価結果は資料編の資料 1 に掲載しました。

第4章 国土強靱化の推進方針

第2章で示した本町の地域特性や、第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」回避するために必要な施策を以下に示します。

なお、具体的な取組については、資料編の資料2「国土強靱化推進方針に基づく取組等一覧」に示します。

1 あらゆる自然災害において人命の保護が最大限図られること

1-1 地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、密集市街地の火災による死傷者の発生

1) 住宅の耐震化

- ①住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、「高森町耐震改修促進計画」に基づき町民に耐震診断を促すとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用して耐震改修等を推進する。また、住宅耐震改修に対する町民への啓発や耐震改修に係る技術者育成等を進める。

2) 宅地の耐震化

- ①大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

3) 住宅密集地における火災の拡大防止

- ①大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを推進する。
- ②大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防本部と連携した普及促進を図る。

4) ガス設備の耐災性の強化

- ①爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、LPガス事業者においてはLPガス容器の転倒転落防止措置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置等）の整備促進等の自主保安活動を積極的に促進する。

5) 家庭・事業所における地震対策

- ①各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。
- ②地震発生時に町民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）の実施を検討する。

6) 災害対応業務の標準化・共有化

- ①関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、東日本大震災の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ、業務継続計画に基づき業務継続体制を整備する。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

7) 防災情報等の迅速かつ確な周知・伝達

- ①住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- ②町民に防災に関する情報が迅速かつ確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築する。
- ③防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県防災情報ポータルや、県防災気象情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNS や県・町ウェブページなどを活用した迅速かつ確な情報発信体制を整える。

8) 防災訓練の実施

- ①大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

9) 過去の教訓や経験の伝承

- ①災害の記憶や教訓が、町民の防災力向上に活用されるよう、広く啓発する。

10) 公共建築物、学校及び教育・保育施設の耐震化及び火災防止

- ①大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を行う。
- ②学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を行う。

11) 医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止

- ①大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラー、非常用自家発電設備等の設置を促進する。

12) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止

- ①大規模地震等の発生時、店舗、宿泊施設・地域集会施設等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用して非構造部材も含めた耐震化を支援する。
- ②不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防本部と連携して、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

1－2 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

1) 浸水被害の防止に向けた河川整備等

- ①大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害が想定される河川や下水道の整備、浸水対策等ハード対策を検討、実施する。
- ②逃げ遅れ等を防止するため、防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報を住民の避難対策に活用する。
- ③最大規模の洪水を想定したハザードマップを作成し、当該マップ等の情報を踏まえ啓発を行うとともに、特に公共施設や要配慮者利用施設等に対しては、避難計画の作成等の備えを呼びかける。

2) 流域治水

- ①大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、河川の流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組む。
- ②水田や農業用ため池等の雨水貯留機能を最大限活用するため、適切な保全・維持管理に努める。

3) 避難勧告等の適切な発令

- ①避難情報が適切に発令されるよう、防災システム等を用いて、町が避難指示等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づき手順化する。
- ②避難指示等を踏まえ、町民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

4) 事前予測が可能な災害への対応

- ①事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関との災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- ②大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。
- ③避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発、マイ・タイムライン等の作成促進を図る。

5) 円滑な避難のための道路整備

- ①道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が想定される箇所での道路かさ上げ、排水対策等の冠水対策を進める。

6) 災害対応業務の標準化・共有化

☞ p.15 を参照

7) 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達

☞ p.15 を参照

8) 防災訓練の実施

☞ p.15 を参照

1－3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

1) 山地・土砂災害対策の推進

- ①大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、県と連携した治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定に応じた豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。また、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用における制限を図る。
- ②土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、対象区域に居住する町民には避難経路の確保や早期避難の重要性を周知する。

2) 要配慮者等の逃げ遅れ防止

- ①逃げ遅れ等を防止するため、県河川砂防情報ステーション等による雨量や河川水位等の情報を住民の避難対策に活用する。
- ②土砂災害を想定したハザードマップを作成し、当該マップ等の情報を踏まえ啓発を行うとともに、特に公共施設や要配慮者利用施設等に対しては、避難計画の作成等の備えを呼びかける。

3) 災害対応業務の標準化・共有化

☞ p.15を参照

4) 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達

☞ p.15 を参照

5) 防災訓練の実施

☞ p.15 を参照

6) 道路防災施設の維持管理・更新

- ①大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

1－4 ため池、ダム等の損壊・機能不全による死傷者の発生

1) 農業用ため池等の維持管理・更新

- ①大規模災害時の農業用ため池の決壊等による被害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い、計画的に改修を進めるとともに、築造後数十年経過している農業用ダムについては機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。
- ②ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。

1－5 避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

1) 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達

☞ p.15 を参照

2) 避難勧告等の適切な発令

☞ p.16 を参照

3) 通信手段の機能強化

- ①大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- ②災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。
- ③国、県、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- ④東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

4) 要支援者対策の推進

- ①避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別避難計画の策定及び見直しを推進するほか、地域の共助による避難行動要支援者の情報共有や安否確認、避難誘導ができる支援体制を整備する。

5) 観光客の安全確保等

- ①大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

6) 外国人に対する情報提供の配慮

- ①大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

7) 情報伝達体制の整備と地域の共助

- ①大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

8) 学校等の災害対応の機能向上

- ①大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校及び教育・保育施設内で全教職員等への確実な情報伝達が行われる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- ②防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

9) 事前予測が可能な災害への対応

☞ p.16 を参照

1 「あらゆる自然災害において人命の保護が最大限図られること」に係る重要業績指標（KPI）一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
住宅の耐震化率	85.8%	R7	90.0%	R11	1-1
大規模盛土の存在状況と安全性の把握	100.0%	R7	100.0%※1	R11	1-1
防災訓練や防災講演会への参加割合	30.0%	R7	33.0%	R11	1-1,1-2
学校および保育園の耐震化率（非構造部材含む）	80.0%	R7	100.0%	R11	1-1
避難所施設の耐震化率	100.0%	R7	100.0%※1	R11	1-1
医療施設および社会福祉施設の耐震化率（非構造部材含む）	92.6%	R7	92.6%	R11	1-1
医療施設および社会福祉施設の非常用発電設備の設置状況	29.6%	R7	29.6%	R11	1-1
河川・水路の改修延長	2500m	R7	2500m	R11	1-2
浸水想定区域に存する要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練実施率	0.0%	R7	100.0%	R11	1-2
用途地域内都計道整備率	0.0%	R7	100.0%	将来※2	1-2
土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練実施率	0.0%	R7	100.0%	R11	1-3
災害時住民支え合いマップ等の作成率	100.0%	R7	100.0%※1	R11	1-5
町防災士会会員数	53 人	R7	120 人	R11	1-5,6-3

※1：100%を維持することを示します。

※2：将来には 100%を目指しますが、現時点では目標年を設定していません。

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

1) 家庭や事業所における備蓄の促進

- ①大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性についての啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

2) 町での備蓄の推進

- ①大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、備蓄方針を明確化し、食料や飲料水など、必要な備蓄数量を根拠に基づいて確保する。

3) 民間企業・他行政機関等と連携した食料等の供給体制の整備

- ①大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

4) 県や他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備

- ①大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう県と連携するとともに、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び他市町村との災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

5) 国や県のプッシュ型支援等を踏まえた受援体制及び物資供給体制の整備

- ①不足している支援物資の数量等を把握し、速やかに国や県からの支援を受けられるよう働きかけるとともに、支援の受け入れられる体制を整備する。
- ②大規模災害時に国や県が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

6) 水道施設の耐震化等

- ①水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、県と連携してアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を推進するとともに、水道施設の耐震化を促進する。
- ②土砂災害警戒区域内に位置する上水道施設の対応策を検討し、必要に応じて対策を講じる。

7) 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備

- ①本町の縦軸・横軸の確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- ②町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を検討する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

8) 孤立集落の発生防止に向けた道路整備

- ①大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

9) 沿道建築物の耐震化、通行空間の確保

- ①大規模災害時の沿道建築物、電柱及びブロック塀の倒壊による死傷者の発生や、円滑な避難及び救助活動や支援物資の輸送等を阻害することを防ぐため、危険ブロック塀撤去や緊急輸送道路沿いの建築物について、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用して耐震診断、耐震改修等を進める。

10) 道路等の復旧・復興を担う人材の確保

- ①大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

11) 地籍情報の適正な管理

- ①大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍情報を適正に管理し、土地境界等の確認が円滑にできるようにする。

12) 防災拠点等への再エネ設備等の導入

- ①大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

13) 自主防災組織の活動の強化

- ①自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

14) 孤立集落発生防止

- ①災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

15) 山地・土砂災害対策の推進

- ①大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、県と連携した治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

16) 農業用排水施設の更新整備及び保安全管理

- ①浸水による孤立集落の発生を防止するため、道路排水施設の適切な維持管理に取り組む。
- ②老朽化が進む農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保安全管理に取り組む。

2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

1) 消防施設の耐災性の強化

- ①大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に取り組む。

2) 消防の災害対処能力の強化

- ①大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、非常備消防（消防団）の人員の確保や資機材等の充実を図るとともに、消防本部との連携や実践的訓練を実施する。
- ②地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- ③消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用して資機材の整備を推進する。

3) 長野県消防相互応援協定に基づく応援部隊の活用

- ①大規模災害時における十分な救助・救急、消火活動を確保するため、長野県消防相互応援協定に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。

4) 自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備

- ①大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県と連携して県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- ②多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

5) 災害対応業務の標準化・共有化

☞ p.15 を参照

6) 自主防災組織の活動の強化

☞ p.21 を参照

7) 救助・救急ルートへの確保に向けた道路整備

- ①本町の縦軸・横軸の確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- ②町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を検討する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

8) 緊急交通路の確保

- ①大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

2-3 医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺

1) 救助・救急活動に必要な燃料供給体制の構築

- ①大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、県と連携のうえ、救助・救急等の活動や災害対応上の重要施設等に要する燃料供給体制の構築を図る。

2) 活動に必要な燃料の供給

- ①町外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を図るとともに、消防本部においては国の補助や無償貸与制度を活用した燃料補給車の整備を進める。

3) エネルギー供給に向けた道路整備

- ①本町の縦軸・横軸の確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- ②町内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を検討する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

4) 長野県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入体制整備

- ①大規模災害時、被災地域の精神科病院の診療支援や、避難所生活を送る発達障がい児も含む患者の対応、災害のストレスによって心身の不調を来した被災者の心のケア等を行うため、県内の精神科医療機関で編成する災害派遣精神医療チーム（DPAT）を速やかに受け入れるための体制整備を図るとともに、受入を想定した研修を実施する。

5) 実働機関のヘリコプターの活用

- ①大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、場外離着陸場を確保する（燃料補給を含む）。

6) 医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備

- ①本町の縦軸・横軸の確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- ②町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を検討する。併せて、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

2-4 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化

1) 適切な避難場所の確保

- ①発生が想定される避難者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所を検討する。
- ②避難先として、避難所に限らず在宅避難等も選択肢に入れた備えを町民に呼びかける。

2) 指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化

- ①大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を推進する。
- ②避難所における良好な生活環境を確保するため、避難所のT（トイレ・衛生）、K（キッチン・栄養）、B（ベッド・睡眠）の環境改善を推進する。

3) 指定避難所等の周知徹底

- ①避難所への円滑な避難が可能となるよう、ハザードマップを活用した避難所の所在や避難経路の確認のほかマイ・タイムラインを用いた家庭内での情報共有が行われるよう周知徹底を図る。

4) 避難所の開設・運営に係る体制整備

- ①公共施設等において、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者対応・情報の集約、避難スペースの確保といった、開設に至るまでの初動体制の整備を図る。
- ②要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や関係機関による研修・訓練等の取組みを推進する。

5) 避難所等の健康対策

- ①避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。
- ②熱中症対策等から、空調設備を整える。
- ③治療方法や予防方法の確立していない未知の感染症が発生している状況で、避難所でのクラスターによる爆発的な感染拡大を防ぐため、手指の消毒液の配置、飛沫を防ぐシート等の設置など、感染拡大の対策を講じる必要がある。

6) 福祉避難所の円滑な運営

- ①大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所への避難方法と対象者の整理等を行い、福祉避難所運営マニュアルの策定や、関係機関による研修・訓練等に取り組む。

7) 長野県災害派遣福祉チームの受入体制整備

- ①大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、長野県災害派遣福祉チーム、長野県災害派遣医療チーム（DMAT）、介護職員等ボランティアのスムーズな受援ができるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

8) 指定避難所以外の被災者の把握体制

- ①大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して、指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

9) エコノミークラス症候群の予防

- ①大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育を行うとともに、発生直後から様々な広報媒体を利用して、加圧靴下の使用や予防に必要な運動などの啓発を行う。

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

1) 感染症の発生・まん延防止

- ①浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。
- ②廃棄物の放置等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、災害時には、災害廃棄物処理計画に基づき廃棄物の適正処理を行う。
- ③治療方法や予防方法の確立していない未知の感染症が発生している状況で、避難所でのクラスターによる爆発的な感染拡大を防ぐため、避難所において人と人との適切な距離を確保するほか、過密を避けるため在宅避難や知人宅への避難の推進、二次避難先の確保により分散避難を推進する。

2) 避難所等の健康対策

☞ p.24 を参照

3) エコノミークラス症候群の予防

☞ p.24 を参照

4) 生活用水の確保

- ①大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを推進する。
- ②各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- ③事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等を推進する。
- ④日本水道協会等各種団体との災害時応援協定締結を推進する。

5) 下水道業務継続計画（BCP）の充実

- ①大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。
- ②日本下水道協会等各種団体との災害時応援協定締結を推進する。

2「負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する」に係る 重要業績指標（KPI）一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
3 日分程度の食料備蓄をしている町民の割合	50.8%	R7	66.0%	R11	2-1
町防災備蓄目標に対する充足率	—	R7	100.0%	R11	2-1
上水道施設耐震化率	27.0%	R7	61.2%	R11	2-1
道路改良及び舗装の補修等（町道舗装率）	85.8%	R7	88.8%	R11	2-1
道路網の整備率（幅員 4.5m 以上の延長/町道全延長）	52.8%	R7	55.5%	R11	2-1
橋梁長寿命化修繕計画に対する進捗率	0.0%	R6	100.0%	R10	2-1
橋梁点検実施率	100.0%	R6	100.0%※	R10	2-1
舗装の長寿命化修繕計画に対する進捗率	0.0%	R8	100.0%	R17	2-1
自主防災組織の組織率	100.0%	R7	100.0%※	R11	2-1,2-4
消防団の定員充足率	78.5%	R7	100.0%	R11	2-2
福祉避難所連絡会の開催数	0.0%	R7	100.0%	R11	2-4
予防接種法に基づく予防接種麻疹／風しんワクチンの接種率	83.7%	R7	95.0%	R11	2-5

※：100%を維持することを示します。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

3-1 信号機の停止等による交通事故の多発

1) 災害時の交通安全対策

- ①大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、交通安全教育の推進を図る。

3-2 町役場をはじめとする行政機関の大幅な機能低下

1) 防災拠点施設等の耐災性の強化

- ①防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- ②災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- ③大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

2) 業務継続可能な体制の整備

- ①大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図る。
- ②大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- ③災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

3) 学校における業務のスリム化と業務継続計画（BCP）の策定

- ①大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、町の防災担当部局や地域の自治組織等との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

4) 発災直後の職員参集及び対応体制の整備

- ①職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

5) 自治体間の応援体制の構築

- ①他市町村との応援体制を円滑にするため、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図る。

6) 県外からの応援部隊の受入体制の整備

- ①大規模災害時、県外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。

7) 防災訓練の実施

☞ p.15 を参照

8) 職員の安全確保に関する意識啓発

- ①地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

3-3 停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止

1) 防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進

- ①大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

2) 通信手段の機能強化

☞ p.18 を参照

3-4 テレビ・ラジオ放送の中断や、通信インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態

1) 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達

☞ p.15 を参照

2) 通信手段の機能強化

☞ p.18 を参照

3 「必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること」に係る

重要業績指標（KPI）一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
学校 BCP 策定率	0%	R7	100.0%	R11	3-2
学校避難所計画策定率	0%	R7	100.0%	R11	3-2

4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる

4-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止

1) 燃料供給体制の構築

- ①大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、県や供給事業者と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。

2) エネルギー供給に向けた道路整備

- ①本町の縦軸・横軸の確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- ②町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を検討する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

3) 防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化

- ①大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

4) 防災拠点等への再エネ設備等の導入

☞ p.21 を参照

4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

1) 水道施設の耐震化等

☞ p.20 を参照

2) 応急給水体制の整備

- ①大規模災害時に被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

3) 生活用水の確保

☞ p.25 を参照

4) 上水道業務継続計画（BCP）の策定

- ①大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、水道事業継続計画（BCP）を策定する。

4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1) 下水道施設等の耐震等

- ①大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。
- ②災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えてマンホールトイレ等の整備を推奨・推進するとともに、仮設トイレのし尿を、被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。

2) 浄化槽の整備等

- ①大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、被災した浄化槽の早期復旧のための体制を整備する。

3) 下水道業務継続計画（BCP）の充実

☞ p.23 を参照

4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

1) 公共交通機関に係る情報体制の整備

- ①運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

2) 従業員等の一斉帰宅抑制等の促進

- ①各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。
- ②高校生が学校で被災した際の待機・帰宅方法等について、県や学校、所在自治体と日頃から情報を共有し整理しておく。

3) 地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備

- ①大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を検討する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

4 「ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる」に係る

重要業績指標（KPI）一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
上水道施設耐震化率【再掲】	27.0%	R7	61.2%	R11	4-2
下水道施設利用率	63.9%	R7	77.1%	R11	4-3
公共下水道への統合施設数	3 施設	R7	6 施設	R11	4-3

5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞

1) 事業者におけるBCP策定促進

- ①大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別 BCP への改訂等を支援する。

2) 金融機関や商工団体等との連携

- ①大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

3) 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備

- ①本町の縦軸・横軸の確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- ②町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な物流を維持するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を検討する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

4) 道路情報の迅速かつ正確な提供

- ①大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

5) 災害時の集出荷体制の構築

- ①大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

1) 交通ネットワークの確保に向けた道路整備

- ①本町の縦軸・横軸の確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- ②町内における災害時の交通ネットワークを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を検討する。
- ③物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

2) 交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備

- ①大規模災害時の鉄道輸送機能を確保するため、国、県や交通事業者と連携しながら、地域鉄道等が被災した場合の早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

3) 災害時の帰宅困難者の支援体制の整備

- ①各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。
- ②災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、JR 東海やコンビニ等の民間との協定の締結を推進する。

4) 公共交通機関に係る情報体制の整備

☞ p.30 を参照

5－3 食料・飲料水等の安定供給の停滞

1) 民間企業・他行政機関等と連携した食料等の供給体制の整備

☞ p.20 を参照

2) 県や他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備

☞ p.20 を参照

3) 国や県のプッシュ型支援等を踏まえた受援体制及び物資供給体制の整備

☞ p.20 を参照

4) 家庭や事業所における備蓄の促進

☞ p.20 を参照

5) 物資輸送ルート確保に向けた道路整備

☞ p.20 を参照

6) 災害時の活動拠点等の整備

- ①大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、県と連携して必要な施設の防災機能強化を図る。

5－4 有害物質の大規模拡散・流出

1) 有害物質の流出対策等

- ①有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国、県及び事業者と連携した取組みを進める。

2) アスベスト対策

- ①被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築

物のリストをあらかじめ整備するとともに、保健所との連携体制を構築する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

3) NBC災害に対応する資機材の整備

- ①大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、県や関係機関と連携し、特殊災害（NBC 災害）に対応する体制を整備する。

5－5 農地・森林等の荒廃による生産能力、多面的機能の低下

1) 農業生産基盤の整備及び保全管理

- ①農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

2) 鳥獣被害対策の推進

- ①鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

3) 適切な森林整備の推進

- ①台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、大規模な森林伐採が伴う山地の開発等に対して適切に対処していく。

4) 山地・土砂災害対策の推進

- ①森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、県と連携した治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行う。

5) 中山間地域の振興

- ①多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

6) 農地・農業用施設の保全

- ①地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池や用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

7) 農業施設の耐候性等の強化

- ①大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

8) 共済加入の促進

- ①大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

5 「流通・経済活動を停滞させないこと」に係る重要業績指標（KPI）一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
3日分程度の食料備蓄をしている町民の割合【再掲】	50.8%	R7	66.0%	R11	5-3
道路改良及び舗装の補修等（町道舗装率）【再掲】	85.8%	R7	88.8%	R11	5-3
道路網の整備率（幅員 4.5m 以上の延長/町道全延長）【再掲】	52.8%	R7	55.5%	R11	5-3
橋梁長寿命化修繕計画に対する進捗率【再掲】	0.0%	R6	100.0%	R10	5-3
橋梁点検実施率【再掲】	100.0%	R6	100.0%※	R10	5-3
舗装の長寿命化修繕計画に対する進捗率【再掲】	0.0%	R8	100.0%	R17	5-3
農業荒廃地の面積（1号遊休農地）	13.73ha	R6	11.13ha	R11	5-5
高森町森林経営計画に基づく整備済累積面積割合	19.8%	R5	100.0%	R9	5-5
果樹共済および収入保険加入率	19.1%	R7	23.0%	R11	5-5

※：100%を維持することを示します。

6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻ることに

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) 災害廃棄物処理体制等の構築

- ①大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などの災害廃棄物処理計画見直しを必要に応じて適宜実施する。

2) 災害廃棄物の仮置場の確保

- ①迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地の選定をしておく。

3) 災害廃棄物処理に関する関係団体等との連携

- ①大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。

6-2 倒壊、浸水した住宅の再建が大幅に遅れる事態

1) 罹災証明書の速やかな発行

- ①大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査を実施する職員を育成するとともに、他自治体の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

2) 被災建築物等の迅速な把握

- ①大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

3) 埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備

- ①大規模災害後、復旧に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

4) 生活再建支援制度等の周知

- ①大規模災害時、生活再建支援制度や義援金等の支援制度を被災者へ伝えるために、見込まれる支援策の内容を事前に整理し、国・県及び他県における災害時の支援情報の収集に努める。

5) 応急仮設住宅の迅速な提供

- ①住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を推進する。

6) 地籍情報の適正な管理

- ☞ p.21 を参照

7) 地震保険加入率の向上

- ①大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、住民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

8) 災害ボランティアとの連携

- ①大規模災害時、社会福祉協議会等ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を推進する。

9) 相談体制の整備

- ①大規模災害時に住民からの各種相談に対応できるよう、社会福祉協議会等と連携した相談対応や SNS 等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

6-3 復旧・復興を支える組織、人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) 地域における共助の推進

- ①大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町および社会福祉協議会と自治会・自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

2) 自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化

- ①自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

3) 地域と学校の連携

- ①大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

4) 地域コミュニティの維持

- ①災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを、社会福祉協議会と連携のうえ支援する。
- ②大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

5) 消防団における人員、資機材の整備促進

☞ p.22 を参照

6) 教職員への防災研修の実施

- ①大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営などの専門的知識を有する教職員を育成する。

7) 災害ボランティアとの連携

☞ p.36 を参照

6-4 観光や地域農産物に対する風評被害により復興が大幅に遅れる事態

1) 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備

- ①大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- ②町内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

6-5 貴重な文化財や環境的資産、地域に伝わる有形・無形の文化財の喪失・衰退

1) 文化財の防災対策

- ①文化財所有者により、日常的な維持管理や災害対策、被災時の適切な保全が図られるよう、国や県等の関係機関と連携し指導や支援を行う。
- ②文化財の被災に備え、文化財リストの整備や一時保管場所の確保等を進める。

2) 被災文化財の復旧

- ①大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

3) 民俗芸能の保存と継承

- ①大規模災害後の伝統文化等の滅失を防ぐために、補助制度等の支援により常から伝統文化等を担う人材の確保及び育成を行う。
- ②大規模災害等により史跡等が倒壊しないため、地域の関係団体から情報を収集し、必要に応じては補助等の支援により倒壊防止等の対策を実施する。

6 「被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻ることに係る

重要業績指標（KPI）一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
町防災士会会員数【再掲】	53人	R7	120人	R11	6-3
消防団の定員充足率【再掲】	78.5%	R7	100.0%	R11	6-3

第5章 計画の推進

1 他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における分野ごとの個別計画の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図る必要があります。

2 不断の見直し

本計画の計画期間は、「はじめに」の3のとおり令和7年度から令和11年度までの5年間としていますが、計画期間内においても施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとします。

3 進捗管理と推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとします。